

## 三沢市書かない窓口システム構築業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、書かない窓口システム構築業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2 業務概要

(1) 業務名

三沢市書かない窓口システム構築業務

(2) 業務内容

三沢市書かない窓口システム構築業務仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

※稼働開始の日は令和9年2月3日から

### 3 提案上限額

18,844,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

#### 【内訳】

① 初期費用 18,553,000円

② 令和8年度中の利用・運用に生ずる費用 291,000円

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、書類提出の際は、見積書の記載経費が上記提案上限額を超えない額にて提出すること。内訳は参考であり、この限りでない。

### 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 5 日程

日 程	内 容
令和8年4月28日（火）から 令和8年6月9日（火）まで	公告
令和8年5月19日（火） 午後5時まで ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、 午前9時から午後5時まで	参加申込期限
令和8年5月22日（金） 午後5時まで	質疑提出期限
令和8年5月28日（木） 午後5時まで	質疑回答
令和8年6月9日（火） 午後5時まで ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、 午前9時から午後5時まで	企画提案書等提出期限
令和8年6月17日（水）	ヒアリング審査
令和8年6月19日（金）	結果通知

## 6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。

- (4) 令和 8 年度三沢市競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されていること。（有資格者名簿に登録がない場合は(6)を参照）
- (5) 三沢市建設業者指名停止要領（昭和 6 0 年 1 1 月 1 日制定）並びに三沢市物品及び役務業者指名停止要領（平成 1 4 年 9 月 4 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

《有資格者名簿に登録がない場合》

- (6) 国税及び地方税について滞納がないこと。

《グループ提案の場合》

複数の事業者による共同での提案（以下「グループ提案」という。）も可能とする。この場合、次の全ての要件を満たしていること。

ア グループ提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1 者を代表事業者と定めること。

イ 構成事業者の全てが上記(1)～(6)の参加資格を満たしていること。

## 7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式第 2 号）により、F A X 又は電子メールで提出すること。

件名は「書かない窓口システム構築業務に係るプロポーザルの問合せについて（会社名）」とすること。

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 2 2 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出先

三沢市総務部 D X 推進課 担当 五日市

F A X : 0176-52-5655

電子メール : msw\_dx@misawashi.aomori.jp

(4) 回答方法

令和 8 年 5 月 2 8 日（木）午後 5 時までに、参加者からの質問及び回答の全てを市ウェブサイト公開する。

(5) その他

提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受けしない。

## 8 参加申込手続

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第3号）

ウ 業務実績調書（様式第4号）

地方公共団体における類似業務について記載すること。

エ 誓約書（様式第5号）

オ 印鑑証明書

《有資格者名簿に登録がない場合》

カ 法人事業者にあつては、商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

キ 個人事業者にあつては、営業の事実が確認できる書類及び身分証明書

ク 財務諸表

申請日直近1年分に係る貸借対照表、損益計算書等

ケ 納税証明書

納税証明書については、国税、都道府県税及び市町村税の全てについて提出すること。

《グループ提案の場合》

全ての構成事業者が上記カ、キ、ケを提出すること。

コ グループ提案の事業体概要書（様式第6号）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。郵送による場合は、提出期限までの必着とすること。

(3) 提出期間

令和8年5月19日（火）午後5時まで

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(4) 提出先

〒033-8666 三沢市桜町一丁目1番38号

三沢市総務部DX推進課 担当：五日市

**9 参加資格の審査・審査結果の通知**

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込をしたもの全員に参加資格審査結果通知書（様式第7号）により通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

**10 企画提案書等の作成及び提出**

(1) 提出書類・必要部数

ア 企画提案書（任意様式）・・・正本1部、副本7部

イ プレゼンテーション動画・・・電子媒体1部（MP4形式）

作成については、別紙1「動画作成要領」に従うこと。

ウ 業務実施（処理）体制図・・・正本1部、副本7部

エ 参考見積書（別紙2）・・・正本1部、副本7部

オ スケジュール・・・正本1部、副本7部

カ 機能確認シート（別紙3）・・・正本1部、副本7部

キ 本要領14(2)について該当がある場合は、その箇所及び理由を記した文書（任意様式）・・・1部

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。郵送による場合は、提出期限までの必着とすること。

(3) 提出期間

令和8年6月9日（火）午後5時まで

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(4) 提出先

〒033-8666 青森県三沢市桜町一丁目1番38号

三沢市総務部DX推進課 担当：五日市

## 11 審査について

### (1) 実施日

令和8年6月17日（水）

### (2) 実施方法

参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等について書類審査及び質疑応答を実施し、公募型プロポーザル審査委員会が審査する。

#### ①書類審査

※提出書類について、審査委員による書類審査及びプレゼンテーション動画視聴を実施する。

#### ②審査委員による質疑応答（ヒアリング）（15分程度）

※詳細については、後日、別途通知するものとする。

※Web会議による対応も可能とする。ただし、Web会議参加に必要な端末やアプリケーションの設定、インターネット環境については、参加者にて手配すること。

### (3) 審査項目及び配点

別紙4「評価基準表」により、プロポーザル審査委員ごとに採点を行い、審査委員総合計が最高点となる提案を行った事業者1者を候補者とする。合計点と同じ場合は、見積額の安価な事業者を上位とする。合計点が満点の6割以上であることを選定の条件とする。

## 12 審査結果

審査結果の通知は、審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式第8号）により通知する。審査結果に対しては、異議申し立ては認めない。

## 13 契約の締結

契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、本市と候補者が協議を行い決定する。ただし、本市と候補者との間で協議が整わないときは、次点の提案者を新たな候補者として協議を行う。

## 14 情報公開及び提供について

### (1) 審査結果等の公表について

プロポーザル方式による事業者選定の透明性を確保するため、市ウェブサイトで公表する内容は以下のとおりとする。

ア 契約候補者の名称及び合計点

イ 選定されなかった参加者の合計点

※合計点は点数順で表記する。

※参加者が選定される事業者数+1者の場合、選定されなかった参加者の合計点は公表しない。

### (2) 提出された企画提案書等について

三沢市情報公開条例（平成19年三沢市条例第2号）の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、企画提案書等を提出する際に文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

## 15 その他

### (1) 提出書類の取扱いについて

ア 提出された全ての書類は返却しない。

イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない。

ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

エ 本市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合がある。

### (2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の

留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 審査委員による質疑応答（ヒアリング）に、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された提案上限額を超過した場合

(3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出やヒアリング参加に係る費用等必要な経費は、全て提案事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提案事業者が負担すること。

(5) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

## 16 問い合わせ先

三沢市総務部DX推進課 担当：五日市

〒033-8666 三沢市桜町一丁目1番38号

電話 0176-53-5111（内線112）

FAX 0176-52-5655

電子メール msw\_dx@misawashi.aomori.jp

## 動画作成要領

### 1 目的

三沢市書かない窓口システム構築業務に係る事業者（以下「提案事業者」という）の選定にあたり、提案事業者が本市へ提出した企画提案書について補足・説明する目的のほか、審査の効率化を図り、適正に審査を行うことを目的とする。

### 2 動画の作成

動画の作成・提出等に係る費用は、すべて提案事業者の負担とする。

#### (1) 動画の仕様について

- ・プレゼンテーション方式で、長さは30分以内とし、下記項目について伝わる内容とすること。
  - ア 自己紹介（提案事業者名、担当者等）
  - イ 書かない窓口システムのデモンストレーション（証明書及び異動受付に係る書かない窓口機能、手続案内機能）
  - ウ アピールポイント
- ・映像・写真やテロップ等を挿入しても構わない。

#### (2) 動画の作成について

- ・動画は、一動画とすること。
- ・動画形式（拡張子）は、「.mp4」とする。
- ・動画サイズ（解像度）は、標準画質（SD）又は高精細（HD）とする。（アスペクト比はできるだけ16:9を使用する。）
- ・画面の向きは、横画面とする。
- ・完成した動画は、DVD-R（USBメモリは不可）に記録することとする。
- ・DVD-Rのファイル名は、「三沢市書かない窓口システム構築業務（提案事業者名）」とする。
- ・DVD-R本体の表面にも同様に記すこと。（シール等の貼付は不可）

#### (3) その他留意事項

- ・動画を記録したDVD-Rは、必ず他デバイスで再生できることを確認すること。
- ・本仕様に明記されていないこと及び動画作成上生じた疑義については、三沢市DX推進課へ確認すること。

### 3 提出物

上記のとおり作成した動画データを記録したDVD-R 1枚

### 4 提出期限

令和8年6月9日（火）午後5時まで

（郵送の場合は、提出期限までの必着とすること）

三沢市長 ○○ ○○ 殿

住 所 :

商号又は名称 :

代表者職氏名 :



## 見 積 書

書かない窓口システム構築業務委託の企画提案について、次のとおり見積りします。

### 企画提案見積金額

	千	百	十	万	千	百	十	円
								0

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※内訳は「見積内訳書」のとおり。



令和9年度 維持費用

項番	項目	数量	単位	単価 (税抜き)	合計 (税抜き)
					0
					0
					0

令和10年度 維持費用

項番	項目	数量	単位	単価 (税抜き)	合計 (税抜き)
					0
					0
					0

令和11年度 維持費用

項番	項目	数量	単位	単価 (税抜き)	合計 (税抜き)
					0
					0
					0

令和12年度 維持費用

項番	項目	数量	単位	単価 (税抜き)	合計 (税抜き)
					0
					0
					0

別紙3 三沢市書かない窓口システム 機能確認シート

回答欄： 「○」標準機能で対応可能、「△」オプション（カスタマイズ）等で対応可能（詳細をコメントに記入）、  
「×」対応不可（代替案をコメントに記入）

■ 共通機能

分類	No.	内 容	回答欄	コメント（条件等特記事項）
共通	1	システムのログインはID、パスワードで行うこと。		
	2	ID、パスワードは任意のものを設定できること。		
	3	職員の操作権限を部署（部、課、グループ）単位で設定できること。		
	4	操作権限の編集を行える管理者権限を設定できること。		
	5	職員情報及び組織情報をCSV形式により一括出力できること。		
	6	職員情報及び組織情報をCSV形式での取込等により一括更新できること。		
	7	操作ログが保存され、出力できること。		
	8	経験の浅い職員でも、ライフイベントに合わせて漏れなく手続きができること。		
	9	入力方式は記述式、選択式、プルダウン式等項目に応じて適した形式を選択できること。		
	10	入力補助等、誤入力を防止するための対策を施すこと。（範囲内の日付や数字のみ入力可とするなど）		

■ 書かない窓口

分類	No.	内 容	回答欄	コメント（条件等特記事項）
券面等情報読取	1	本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書）を読み取り、申請者情報の氏名・住所・生年月日・性別等（在留カード及び特別永住者証明書は、外国人特有の在留情報などを含む。以下、「4情報等」という。）を申請データに反映できること。		
	2	本人確認書類から読み取った情報を基に、住基・宛名情報を検索して対象データを特定することができること。		
	3	転出証明書（標準化対応版）の二次元コードを読み取り、申請データに反映できること。		
申請書等作成	4	職員が必要な申請情報を入力できること。		
	5	市外住所は住所辞書からの引用ができること。		
	6	消除者や住登外を含めた、住基・宛名情報検索結果の引用ができること。		

別紙3 三沢市書かない窓口システム 機能確認シート

7	異動情報の仮入力が行えること。		
8	仮入力を行う異動事由（転入、転出、転居、世帯構成変更、出生、死亡、他）が選択できること。		
9	仮入力完了時に申請書等を印刷できること。		
10	印鑑登録証明書発行時は、印鑑登録カードの読取りもしくは印鑑登録番号の手入力により、印刷対象者が検索できること。		
11	証明書に記載する事項や、請求する証明書の詳細が選択できること。		
12	申請者、発行対象者が異動仮入力状態である場合に仮入力情報が印字できること。		
13	未来日転出予定者の場合は、未来転出前の情報が印字できること。		
14	異動仮入力状態の場合は、証明書の即時印刷が制限されること。		
15	仮入力状態を確定状態に更新し、住基情報へ反映できること。		
16	決裁依頼が行われた仮入力情報の差戻しができること。		
17	差し戻された仮入力情報の修正ができること。		
18	差し戻された仮入力情報の取下げができること。		
19	申請書等の再印刷ができること。		

■ 手続案内

	No.	内 容	回答欄	コメント（条件等特記事項）
共通質問設定	1	表示する共通質問の内容が設定できること。		
	2	必要に応じて、他の質問の回答内容に応じて表示する質問が設定できること。（質問Aが「はい」なら、質問Bを表示する）		
	3	世帯への質問か個人ごとへの質問か質問対象が設定できること。		
	4	異動事由、既存基幹系システムの資格保有状況など質問が表示される条件が設定でき、手続き案内文への紐付けができること。		
	5	複数の手続を行う場合、重複する質問については複数表示（回答）することがないようにすること。		
共通質問実施	6	表示条件に該当した場合に質問が表示されること。		
	7	他の質問の回答内容に応じて表示する質問を階層化して表示できること。		
	8	質問ごとに回答の選択肢が表示でき、回答が入力できること。		

別紙3 三沢市書かない窓口システム 機能確認シート

	9	世帯への質問の回答は1つのみ、個人ごとの質問は対象者ごとに回答を入力できること。		
	10	個人ごとの質問の回答について全員一括入力ができること。		
	11	回答入力を中断でき、その状態を保存できること。保存された状態から再開できること。		
手続案内設定	12	手続の件名、案内文、持ち物、受付窓口を設定できること。		
	13	異動事由により、手続案内が設定できること。		
	14	住基異動情報に対して、手続案内が設定できること。		
	15	既存基幹系システムの資格保有状況により、手続案内が設定できること。 (印鑑、選挙、国保、介護、後期高齢、国民年金、福祉医療、児童手当受給者、児童扶養手当受給者など) ※標準機能でほかに対応可能な資格情報があれば、コメント欄に記載してください。		
	16	質問の回答結果に対して、手続案内が設定できること。		
手続案内実施	17	設定に基づき、手続案内が印刷できること。		
	18	手続案内印刷前に案内内容（件名、案内文、持ち物、受付窓口）が編集できること。		
	19	自動判定された手続案内に加えて、任意の手続案内が追加できること。		
	20	手続案内が印刷／プレビューできること。		
	21	任意のタイミングで手続案内が再印刷できること。		
申請書等設定	22	案内される手続に紐づけて、当該手続の申請書等の印刷条件が設定できること。		
	23	申請書等の種類（個人ごと／連記式）が設定できること。		
	24	印刷対象（世帯主／対象者全員）が設定できること。		
申請書等印刷	25	案内対象者の住基情報及び異動前後の情報が印字できること。		
	26	手続案内と併せて、申請書等が印刷できること。		
	27	「書かない窓口」で入力した異動情報を印字できること。		

※申請書等とは、証明書交付申請や異動届などの各種行政手続に関する申請書、届出書、申出書、請求書

## 評価基準表

評価項目		評価視点	配点※
事業主体	(1) 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体における類似業務（D X推進、システム構築など）の実績や経験が豊富であるか。</li> </ul>	1 5
	(2) 体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務を円滑に遂行できる体制となっているか。</li> </ul>	1 5
	(3) 業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業工程ごとに明確にスケジュールが示され、稼働に向けて実現可能な計画であるか。</li> </ul>	1 5
	(4) 役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者と市との役割分担は的確かつ具体的か。</li> <li>事業者と市との連携体制やコミュニケーション計画が具体的にあり、協力的な関係構築が期待できるか。</li> </ul>	1 0
提案要求事項	(5) 業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に沿った提案となっているか。</li> <li>調達機器は本業務にとって適切なものか。設置スペースや使いやすさに配慮した機器が提案されているか。</li> <li>来庁者の利便性向上及び職員の業務効率化につながる提案となっているか。</li> </ul>	3 5
	(6) システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの画面構成や操作方法は、職員が円滑に業務を行えるように配慮されているか。</li> <li>カスタマイズ、将来的な制度改正対応や基本機能のバージョンアップについて、柔軟に対応できるようになっているか。</li> <li>既存基幹系システムとの連携性が高いか。</li> </ul>	4 5

	(7) 保守・運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの保守内容、障害対応体制は適切なものとなっているか。</li> <li>・職員への研修計画は、迅速に運用可能となるよう十分なものとなっているか。</li> </ul>	20
提案力	(8) 追加提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書にない事項で、住民サービス向上や業務効率化につながる提案、システムの将来的な拡張性があるか。</li> </ul>	15
	(9) プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容の不備はなく、説明も明確になっているか。</li> <li>・質疑に対して、具体的な返答が得られたか。</li> </ul>	10
価格	(10) 価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費削減や運用等経費の最適化が具体的に示されているか。</li> <li>・安定的に利用するのに適した内容になっているか。</li> </ul>	20

※審査委員1人あたりの配点 200点満点

様式第1号

年 月 日

三沢市長

様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

### 参加申込書

プロポーザルについて、下記のとおり参加を申し込みます。

#### 記

- 1 業 務 名 三沢市書かない窓口システム構築業務
- 2 入札参加資格 三沢市競争入札参加有資格者名簿に登録  
あり ・ なし
- 3 添 付 書 類  
(1) (以下、必要な添付書類を明記のこと)  
(2) ……

担当者所属

担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-Mail

質問書

三沢市長

様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

三沢市書かない窓口システム構築業務プロポーザルについて、次のとおり質問します。

質 問 項 目	質 問 内 容

様式第3号

## 会 社 概 要

商号又は名称		
本店所在地		
代表者職氏名		
委任先名称		
委任先所在地		
会社設立年月		
資本金		
売上高（千円）		
常 勤 職員数	技術関係	
	事務関係	
	工員等	
その他		

## 業 務 実 績 調 書

注 文 者	元請又は 下請の別	件 名	業 務 内 容 ・ 規 模 等	業務履行場所の ある都道府県名	契約代金の額 (千円)	契 約 期 間
						年 月 ..... 年 月
						年 月 ..... 年 月
						年 月 ..... 年 月
						年 月 ..... 年 月
						年 月 ..... 年 月
						年 月 ..... 年 月
						年 月 ..... 年 月
						年 月 ..... 年 月
						年 月 ..... 年 月
						年 月 ..... 年 月
						年 月 ..... 年 月
						年 月 ..... 年 月
						年 月 ..... 年 月
						年 月 ..... 年 月

記載要領

- 1 本表は、直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記載すること。
- 2 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
- 3 「請負代金の額」は、消費税込の金額を記載すること。

様式第5号

## 誓約書

三沢市長

様

今般、三沢市書かない窓口システム構築業務プロポーザルの申請に当たり、三沢市暴力団排除条例（平成24年三沢市条例第11号）を遵守するとともに、同条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと及びこれらの者から不当介入を受けた場合には、市長への報告及び警察への通報を行うことを誓約します。

また、誓約の内容を確認するため、三沢市が他の官公署に照会を行うことについて承諾し、誓約に反することが明らかになった場合は、失格とされても異存はありません。

年 月 日

住 所

商号又は名称

実印

代表者職氏名

印

## グループ提案の事業体概要書

(企画提案者)

会社名

代表者

電 話

担当者名

### 1 グループ提案の事業体概要

### 2 役割分担 ※欄が不足するときは、行を増やして記載してください。

役 割	会社名	代表者氏名	職種・資格	経験年数	主な業務経歴	出資 比率

様

三沢市長



## 参加資格審査結果通知書

先に申込みのありました、プロポーザルの参加資格審査結果について、下記のとおり通知します。

### 記

- 1 業務名 三沢市書かない窓口システム構築業務
- 2 結果 ①参加資格を有することを認めます。  
②次の理由により、参加資格を有することを認められません。  
理由：〇〇〇〇〇のため  
**※参加資格の可否により①又は②を記載**
- 3 その他 **※企画提案書受付の日程など、必要な連絡事項を記載**

問い合わせ先  
三沢市総務部DX推進課DX・行革推進グループ  
〒033-8666  
青森県三沢市桜町一丁目1番38号  
電 話 0176-53-5111 (内線112)  
F A X 0176-52-5655  
電子メール [msw\\_dx@misawashi.aomori.jp](mailto:msw_dx@misawashi.aomori.jp)

様

三沢市長



## プロポーザル審査結果通知書

企画提案書を提出いただきましたプロポーザルについて、三沢市書かない窓口システム構築業務プロポーザル審査委員会において審査した結果、下記のとおり通知します。

### 記

- 1 業 務 名 三沢市書かない窓口システム構築業務
- 2 結 果 ①貴社の企画提案を採用します。  
②貴社の企画提案は採用されませんでした。  
**※採用の可否により①又は②を記載**
- 3 企画採用者 ○○○社 **※非採用となった事業者に通知**

問い合わせ先  
三沢市総務部DX推進課DX・行革推進グループ  
〒033-8666  
青森県三沢市桜町一丁目1番38号  
電 話 0176-53-5111 (内線112)  
F A X 0176-52-5655  
電子メール [msw\\_dx@misawashi.aomori.jp](mailto:msw_dx@misawashi.aomori.jp)